

納税通知書の課税内容

※口座振替・特別徴収の人は様式が異なりますが項目は同じです。

課税標準額とは、国保加入者の前年中（平成31年、令和元年中）の総所得金額等からそれぞれ33万円を控除した金額の合計額です。

お問い合わせの際は、通知書に記載の通知書番号をお知らせください。

通知書番号 012345678 納組番号 国民健康保険に加入するすべての人には、必ず国保税がかかります。
 （※世帯主が国民健康保険に加入してなくても、家族のどなたかが加入していれば、世帯主が納税義務者となります。）
 お問い合わせのときは通知書番号をお知らせください。

◎国民健康保険税の計算基礎

※保険税の決め方(税率等)は、裏面をご覧ください。

	基礎課税額	支援分(後期高齢者支援金等課税額)	介護分(介護納付金課税額)	年税額(①+②+③)
A 所得割	1,300,000円	1,300,000円	700,000円	320,700円
B 均等割額	112,450円	32,370円	17,500円	
C 均等割額	79,500円	23,100円	17,400円	
D 均等割額	25,700円	6,900円	5,900円	
E 算出額	217,650円	62,370円	40,800円	
F 軽減額	円	円	円	
G 限度超過額	円	円	円	
H 月割減額	円	円	円	
決定額	① 217,600円	② 62,300円	③ 40,800円	

徴収方法別税額
 普通徴収額 円
 特別徴収額 円

※被保険者の状況

氏名	算定月数	氏名	算定月数	氏名	算定月数
国民 健太	12	国民 康子	12	国民 保男	12

加入月数を表しています

①基礎分、②支援分は国保加入者全員に課税されます。③介護分は40歳以上65歳未満（介護保険第2号被保険者）の国保加入者に課税されます。それぞれの項目は、下記A～Jの計算で算出されます。

上記の内訳

氏名	年齢	所得	基礎分	支援分	介護分
健太	50歳	所得103万円	○	○	○
康子	45歳	所得なし	○	○	○
保男	23歳	所得93万円	○	○	×

	課税標準額	基礎分	支援分	介護分
健太	103万円-33万円=70万円	○	○	○
康子	0円	○	○	○
保男	93万円-33万円=60万円	○	○	×
課税標準額の合計	130万円(70万円+60万円)			70万円

F 限度超過額 = D-Eが賦課限度額(12ページ表 下段)を超えた場合、超えた金額

G 月割減額 = 年度の途中で国保の資格を取得・喪失した場合、資格がなかった月分の国保税を12カ月分の税額から減額する金額

H 決定額 = D-E-F-G

I 年税額 = H(決定額①～③)の合計

J 被保険者の状況 = 2年度の課税計算の基となる状況(加入している人と加入月数を記載しています。)

A 所得割額

課税標準額(例では1,300,000円)に税率を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合のみ算出します(例では加入者2人、課税標準額は700,000円)。

課税標準額
 × 基礎分(8.65%) = 112,450円
 × 支援分(2.49%) = 32,370円
 × 介護分(2.50%) = 17,500円

B 均等割額

国保加入人数に、それぞれの額を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者の数で算出します。

加入人数
 × 基礎分(26,500円) = 79,500円
 × 支援分(7,700円) = 23,100円
 × 介護分(8,700円) = 17,400円

C 平等割額

一世帯当たり、それぞれ算出します。
 基礎分 25,700円 支援分 6,900円 介護分 5,900円

D 算出額 = A+B+C(12カ月分の税額) ※100円未満切り捨て

E 軽減額 = (B+C) × 軽減割合
 (軽減に該当する世帯には軽減割合が表示されます。)

2年度の国民健康保険(国保)税

6月中旬に、納税通知書を世帯主宛て送付します。口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、通知書を送付します。世帯主自身が勤める会社などの健康保険に加入し、国保に加入していない場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、**世帯主が納税義務者**となります。

※ただし、この場合の世帯主の所得は税額計算には含まれません(軽減判定の計算(14ページ)には含まれます)。

国保税の仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される**所得割**、加入者数やその世帯に賦課される**均等割・平等割**で構成されています。そのため、**税額は世帯により異なります**。年税額は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、次の①～③を合計した額となります。

区分	課税標準	税率		
		基礎分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額などから基礎控除(33万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	8.65/100	2.49/100	2.50/100
②均等割額	世帯の被保険者数1人当たり ※介護分は第2号被保険者数1人当たり	26,500円	7,700円	8,700円
③平等割額	1世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
2年度 賦課限度額(最高限度額)		630,000円	190,000円	170,000円

基礎分

国保加入者の医療費などの費用として課税します。

支援分

後期高齢者医療制度への支援金などの費用として課税します。

介護分

介護保険制度への納付金として課税します。
 ※40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の人に課税

国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合、原則、国保税を**世帯主の年金から**年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、「国保税特別徴収税額通知書」を送付します。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、3年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は年金天引きではなく、普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)となります。

口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出いただくことで、年金天引きを中止し、口座振替に変更できます。

※変更には3カ月程度かかります。



問 国保年金課 国保税の課税・減免など ☎537-5736
 国保税の納付・相談など ☎537-5738

国保 おおいた

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支えあう仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保税の内容や納付方法などについてお知らせします。